

「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（第一次報告）」
に対する府民意見等の募集結果

1 募集期間 平成18年10月3日（火）～11月2日（木）

2 提出件数 8通（個人：3通、団体・グループ：5通）

内1通（3件）は「意見等の内容を公表しないこと」と
しているため、7通（58件）について、意見等の要旨と
部会の考え方を作成

3 意見等の分類別の件数

- （1）全体的な事項に関すること 1件
- （2）化学物質対策に関すること 40件
- （3）揮発性有機化合物対策に関すること 17件

4 意見等の要旨及び意見等に対する「大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学
物質対策部会」の考え方

- （1）全体的な事項に関すること p 1
- （2）化学物質対策に関すること p 2 ~ 13
- （3）揮発性有機化合物対策に関すること p 14 ~ 17

「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（第一次報告）」

に対する意見等の要旨及び意見等に対する大阪府環境審議会
揮発性有機化合物・化学物質対策部会の考え方

全体的な事項に関すること

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|---|--|
| 1-1 | <p>「大阪府化学物質適正管理指針」は国に先行した施策としてその果たした役割は大きい。一方その後、国においては化管法及び改正大防法等が順次整備され、化管法での指定化学物質、改正大防法での有害大気汚染物質の排出削減は着実に進んでいる。また、改正大防法でのVOCの排出削減も法規制と自主取組により着実な進展が期待できる。</p> <p>このような状況の中では、府の条例・指針の役割は終えたと考えてよいのではないかと考えます。府は法の運用の徹底を指導・支援すれば十分な削減成果があげられると思えます。</p> <p>個別には下記の意見を申し述べます。</p> <p>法を補完しなければならないという府の環境リスクが不明である。</p> <p>有害物質(慢性毒性)、有害物質(急性毒性)、VOC(光化学オキシダント物質)、生活環境への影響物質等を一括りで管理するのは手法的に無理があると思われる。</p> <p>法に基づく自主取組は工業会ベースで着実に進められており、また企業の環境マネジメントの充実も図られており、自主的な取組での削減は進展するものと思われる。</p> | <p>大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(府条例)に基づき「大阪府化学物質適正管理指針」(適正管理指針、平成7年5月施行)を制定し、事業者の自主的取組を促進してきましたが、適正管理指針では、対象範囲が大気への排出抑制に限定されていることや、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法、排出量等の把握については平成13年4月施行)において定められた指定化学物質と対象物質が異なることなど、化管法との整合を図ることが必要でした。</p> <p>一方、化管法や大気汚染防止法に基づく事業者の自主的取組には進展が見られるものの、次のような課題が残されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 化管法に基づく「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」(法定指針)で定められた化学物質管理方針・管理計画を策定していない事業者が過半数あることが総務省の勧告(平成17年5月)において指摘されているように、事業者による自主的な管理の改善の促進が不十分であること。 P R T Rデータの精度向上が課題となっているが、届出数値の精度向上を図るためには、化学物質の取扱量等化管法の届出では不足する情報を収集し、活用する必要があること。 改正大気汚染防止法(平成18年4月1日施行)により揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減するための事業者の自主的取組が進められているが、検証・評価の仕組みを内在化させた府民の目に見える自主的取組とする必要があること。 <p>これらの課題に適切に対応するためには、現行の化管法や大気汚染防止法だけでは限界があり、化学物質管理の改善を促進するための仕組みを大阪府として構築することが必要であると考えます。</p> <p>また、国の第三次環境基本計画(平成18年4月)で定められた「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」の「重点的取組事項」の中で、「国及び地方公共団体」に期待される役割として、「環境リスク低減のための制度の構築・運用への取組」があげられていることから、大阪府が国の制度との適切な役割分担のもとに、条例や指針によって、化学物質による府民の健康へのリスク及び生態系へのリスクの最小化を図るべく、環境リスク低減のための制度を構築し運用していくことが必要であると考えます。</p> <p>なお、個別のご意見につきましては、2-1、2-16及び2-23の意見等に対する考え方を参照して下さい。</p> |

化学物質対策に関すること

1 現状と課題

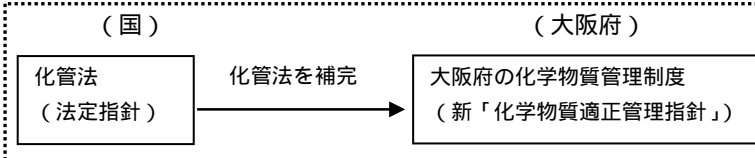
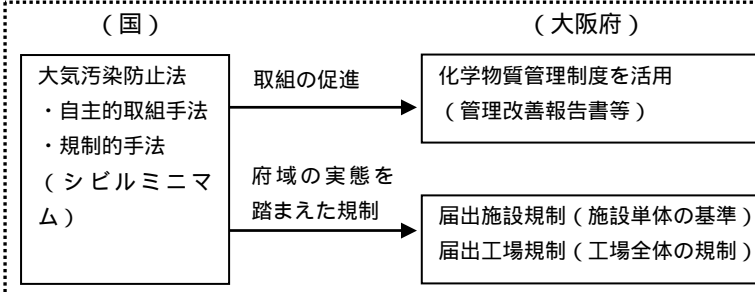
| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|--|--|
| 2-1 | <p>PRTR 法で指定化学物質の排出量の削減は進展、大防法の有害大気汚染物質の自主取組により有害大気汚染物質の排出量の削減は進展。大防法の VOC 対応(法規制と自主取組)により VOC 排出量削減の進展が望める。このような状況においてなぜ法の補完が必要なのが疑問である。府における化学物質によるリスクレベルの現状と必要な目標レベルを明示しなければ補完の必要性の納得性が得られない。</p> | <p>化管法や大気汚染防止法に基づく事業者の自主的取組には進展が見られるものの、次のような課題が残されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法に基づく「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」(法定指針)で定められた化学物質管理方針・管理計画を策定していない事業者が過半数あることが総務省の勧告(平成17年5月)において指摘されているように、事業者による自主的な管理の改善の促進が不十分であること。 ・ PRTRデータの精度向上が課題となっているが、届出数値の精度向上を図るためには、化学物質の取扱量等化管法の届出では不足する情報を収集し、活用する必要があること。 ・ 改正大気汚染防止法(平成18年4月1日施行)により揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減するための事業者の自主的取組が進められているが、検証・評価の仕組みを内在化させた府民の目に見える自主的取組とする必要があること。 <p>これらの課題に適切に対応するためには、現行の化管法や大気汚染防止法だけでは限界があり、化学物質管理の改善を促進するための仕組みを大阪府として構築することが必要であると考えます。</p> <p>なお、大阪府の新しい制度は、事業者の自主的取組による化学物質管理の改善を促進するための仕組みを作るものであって、大阪府域のリスクレベルや化学物質排出削減量の目標を示し、それを達成するために規制的手法を講じようとするものではありません。PRTRデータによると、大阪府域における第一種指定化学物質の排出量は全国5位であり、可住面積当たりでは東京都に次いで全国2位であることから、化学物質による府民の健康へのリスク及び生態系へのリスクの最小化を図るべく、環境リスク低減のための制度を構築し運用していくことが必要であると考えます。</p> |
| 2-2 | <p>化学物質対策については、化管法施行7年後の平成19年3月の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずることになっており、国の「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」において施行状況および今後の課題について報告書がまとめられ、今後、更に具体的な検討が進められることになっており、府独自の制度についても国の検討状況を踏まえ法との整合を取る必要がある。</p> | <p>化学物質による環境リスクを低減するための大阪府の新しい制度は、化管法との整合を図り、化管法を補完するためのものです。今後、国において化管法の対象化学物質や対象となる事業者(業種、裾切り)の見直しがなされたときには、大阪府の化学物質管理制度についても連動して見直されるべきものと考えます。</p> |

2 現行の規制物質の見直し

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|--|---|
| 2-3 | <p>化学物質の適正管理のために、規制基準の遵守状況の把握のための記録の保存を行わせるべきである。</p> | <p>ご指摘を踏まえて、今後、より確実に規制基準の遵守徹底を行うため、規制基準の遵守状況を把握できる事項の記録・保存の義務付けについて検討します。</p> |
| 2-4 | <p>私は病院でセッシンなど使用された物品の滅菌業務をしています。（昨年から）業務を通して知り得た事ですが、滅菌の質を高めるためには確実に洗浄することが求められます。その洗浄剤のほとんどには合成界面活性剤が入っています。この合成界面活性剤の多くが酸化エチレンからつくられています。そして、この界面活性剤は濯いでも残存するといわれています。すると、界面活性剤が残留したまま使用されることとなります。（界面活性作用がどの程度残っているかが問題でしょう。）</p> <p>合成界面活性剤は家庭用洗剤（食器洗い・シャンプー・歯磨き粉 etc）・化粧品・医薬品（消毒薬・内服薬・座薬 etc）など幅広く用いられています。消毒薬の中には含有している洗浄剤の毒性を考慮して粘膜や創部に使用しないとか、耳や眼に誤って入らないよう首から上の術野消毒に用いないように注意されているものもあります。酸化エチレンガスからつくられる合成界面活性剤は環境においても分解されにくく、中には分解最終生成物として考えられる物質が、有害性が疑われるニトロソ三酢酸であるようなものもあります。</p> <p>酸化エチレンガスの規制を合成界面活性剤にまで広げることは大変なことと思いますが、広く使われているからOKとか、石鹼として洗い流すからOKと言えるのかと疑問に思います。医薬品に使うなど考えられないことです。</p> <p>難しいことはわかりませんが、身体が弱った状態にある方を守るためにせめて病院からだけでも規制をしてほしいと願います。</p> | <p>エチレンオキシドに係る規制基準、対象施設等の規制内容については、病院を規制対象とするかどうかを含めて、引き続き当部会において検討・審議を続け、とりまとめたうえで、改めてパブリックコメントを実施することとしております。いただいたご意見につきましては、検討に際しての参考とさせていただきます。</p> |

3 化学物質適正管理のための新しい制度

3 - 1 制度の体系

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|--|--|
| 2-5 | <p>PRTR法、大気汚染防止法（VOC規制）、化学物質管理指針、届出工場規制（炭化水素の総量規制）の4つの法条例があり管理する化学物質が同一の物については一元管理とし事業者の負担を軽減するよう報告内容の見直しをすべき。</p> | <p>化管法、大気汚染防止法、大阪府の化学物質管理制度及びVOC対策の関係を図示すると次のようになります。</p> <p>【化学物質管理の改善の促進】</p>  <p>【VOCの排出抑制】</p>  <p>大阪府の化学物質管理制度は、化管法に基づく制度を補完するものであり、大阪府のVOC排出抑制対策に基づいて自主的取組を推進し規制基準を遵守することは、大気汚染防止法に基づくVOCの排出量を削減することにつながるものです。同一物質について事業者に二重の管理体制を求めるものではありません。</p> |
| 2-6 | <p>対象とする物質の選定根拠を明示することが必要である。PRTR 指定化学物質選定の根拠と同様のリスク評価(有害性データと暴露データ)に基づき選定することが必要である。</p> | <p>大阪府の独自選定物質(府条例の規制物質及び適正管理指針の管理物質)は、大阪府公害対策審議会の答申(平成5年12月)において、有害性の程度(発がん性及び毒性の度合い)及びばく露の可能性の程度(大阪府域における使用実態)の両方を勘案して選定したものであり、化管法に基づく指定化学物質の選定の考え方と基本的には同じです。</p> <p>なお、対象化学物質については、有害性に関する科学的知見や大阪府域における取扱状況に基づき、定期的に見直しを行う必要があり、その結果、適正管理の対象とする必要がなくなった場合は、対象物質から除外する等の対応が必要であると考えております。</p> |
| 2-7 | <p>総花的に物質をあげるのではなく重点物質を絞り込み、効果的・効率的な取組を推進すべきである。</p> | <p>やみくもに対象化学物質を増やすことは、個々の物質に対する管理意識が弱くなることにつながり、化学物質管理の効率を損なうこととなります。今回の対象化学物質の選定にあたっては、化学物質管理の目的との整合性を考慮して、取扱量・排出量等の届出が必要な物質として、化管法の第一種指定化学物質のほか、発がん性・変異原性・環境蓄積性を有する大阪府の独自選定物質及びVOCに該当する物質を含めたものです。</p> |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|---|
| 2-8 | 是非を判断し是正させる権限を持たない単なる届出制度では意味が無いのではないかと考えられる。届出制度を排出削減にどのように活用するかを示すことが必要である。 | 事業者による自主的取組が確実かつ効果的に進められるようにするため、行政の一定の関与のもとに管理体制の整備及び管理の改善の促進を図ることが重要であると考えております。そこで、新しい制度で定める枠組みの中で、事業者の自主性が尊重される自主的取組を進めることが適当であると考えておりますが、あくまで自主的取組である以上、事業者の創意工夫を活かした柔軟な取組を阻害することのないようにすることが肝要であることから、届出された内容（管理目標、取扱量等）の是非を判断し是正させる権限を行政に与えるものではないとしたものです。自主的取組手法は、有害大気汚染物質の排出削減に実績のあった手法であり、化学物質の環境リスク低減のためにもふさわしい手法ですが、第一次報告に示す届出制度を活用することによって環境リスク低減のための事業者の自主的取組に、公平性・透明性を与えることができます。また、管理改善報告書に目標と検証・評価の結果について記載することによって、自主的取組を促進する枠組みができるものと考えます。 |
| 2-9 | 化管法での管理指針で事足りると考えられる。 | 中小企業を含む事業者が、化学物質マネジメントシステムを構築しP D C Aサイクルを回すことによる環境リスクの低減活動を継続的に行うためには、法定指針よりもきめ細かな事項を盛り込んだ指針を作成し公表することが必要であると考えます。具体的には、化学物質の有害性の程度及びばく露の可能性の度合いに基づくリスク評価結果を参考とした優先度の設定など法定指針では定められていないことを指針に盛り込むことによって、科学的なリスク評価に基づく化学物質管理の改善を促進することができるものと考えます。 |
| 2-10 | 今回の条例の改正は化管法(P R T R 法)を補完するとあるが、取扱量、排出・移動量の把握の内、非点源(移動体、一般家庭)の集計を実施しないと補完した事にはならない、府として非点源の集計をすべき。 | 化管法では事業者による届出が義務付けられていない分野からの排出量を国が推計することになっており、国は、届出の対象とならない事業者や家庭・自動車などのうち、推計するための信頼できる情報が得られた排出源について第一種指定化学物質の排出量を推計して、届出排出量と併せて公表しております。大阪府の新しい制度において、取扱量・排出量等の届出対象となる大阪府の独自指定物質及びV O Cについて、届出対象外の排出量を大阪府が推計することについては、推計するための信頼できる情報の入手可能性を含めて検討すべきものと考えます。その際、一般家庭や自動車等についても、V O C等の化学物質がどのようなところからどれくらい排出されているのかを推計して、届出排出量と併せて公表することは、府民の化学物質への関心を高めるためにも有意義であり、推計の可能性について検討すべきものと考えます。 |
| 2-11 | 化学物質対策における課題として 事業者の自主的取組をより一層促進するための管理の仕組みの整備があげられ具体的には自主的取組を確実に促進し、取組の透明性・公平性を確保するために、行政の一定の関与のもと管理体制が整備されることが必要である。とされているが本報告においては、届出対象事業者のみを対象に検討が進められているがこれらの事業者は一定のレベルの管理が行われているものと思われる。むしろ取組の透明性・公平性という観点では一般環境中への化学物質排出量の約半数 | 大阪府の新しい制度は、事業者が自主的取組によって化学物質マネジメントシステムを構築し、P D C Aサイクルを回すことによって環境リスク低減のための活動が継続的に行われることを目指すものですが、事業者の対応可能性に配慮して小規模事業所(従業員数50人未満)については、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出対象とはしないこととしております。届出対象外の事業者に対しても、自主的取組が進むよう啓発を行うことは重要ですが、すべての事業者を対象に、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出を義務付けることは、制度の実効性を考えると現実的ではないと考えます。 また、事業者が、材料・部品の調達先を含む関係企業に対して、化学物質適正管理に関する情報の提供等の支援を行うことは、小規模事業所を含む産業界全体で化学物質管理の改善が促進されることに効果的であると考えます。 |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|---|
| | を占める届出外のものに対して検討を進めるべきであり、その方が大阪府としての制度の実効性が表れるのではないか。 | |
| 2-12 | 届出に対する事業者の負担を軽減させる集計マニュアルや削減対策マニュアルやリスク評価方法のマニュアル化及び対策設備導入費用等、投資に対する優遇措置(融資、非課税等)が必要。 | 事業者の負担を軽減するため、「化学物質適正管理指針(仮称)の解説」や中小企業向けの「化学物質適正管理ガイドブック(仮称)」を作成し公表するなど、届出書作成にあたっての支援が必要であると考えます。また、処理施設の設置に対する助成措置としては、大阪府中小企業公害防止資金特別融資制度の対象となる場合は、同制度による低利融資の活用が可能です。 |
| 2-13 | 大阪府は、他府県と比べ大気関係条例が多く届出書類等作成時に多大な時間を費やしています。その上更に届出報告等を増加する事は作業負担となり、負担を増加させるだけではなく減少させる事も考えるべきと思う。 | 事業者の負担を軽減するため、「化学物質適正管理指針(仮称)の解説」や中小企業向けの「化学物質適正管理ガイドブック(仮称)」を作成し公表するなど、届出書作成にあたっての支援が必要であると考えます。また、既に府条例により義務付けられている届出等については、届出することによる環境保全効果と事業者の負担とについて現時点で検証したうえで必要に応じ適宜見直すべきであると考えます。 |
| 2-14 | 事業所としては、全てに対し人件費・測定費・機材費等が必要となり負担となっていますが、金銭負担等についてどの様に考えているのでしょうか。極力負担が軽い形で考えてもらえないでしょうか。弊社の他府県の事業所に比べると非常に厳しいです。 | 化学物質の環境リスク低減のために事業者が適正なコスト負担をすることは、CSR(企業の社会的責任)の観点からも必要であると考えます。また、化学物質管理の改善のために化学物質の使用の合理化(歩留まりの向上、代替物質の使用・代替技術の導入、回収・再利用の促進等)を図ることは、コスト低減効果を生むこともあり、化学物質マネジメントシステムを環境マネジメントシステムや労働安全衛生マネジメントシステムを統合することによってマネジメントコストの低減も可能です。なお、自主的取組として化学物質管理の改善を行うことによって、目標を達成するための計画の策定にあたっては、費用対効果を十分に勘案したものとすることができるといえるという長所があります。 |

3 - 2 適正管理の対象とする化学物質等

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|---|
| 2-15 | <p>適正管理の対象とする化学物質は、P R T R法第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、大気汚染防止法のV O C (1 0 0 物質) 適正管理指針の管理物質でいいのでしょうか？</p> <p>排出量の届出が必要な化学物質：P R T R法第一種指定化学物質、V O C の総量</p> <p>これ以外のP R T R第二種指定化学物質および現適正管理指針の管理物質で上記以外の物質はどのような管理をすればいいのでしょうか？</p> | <p>適正管理の対象とする化学物質と管理の内容を整理すると次のようになります。</p> <p>適正管理の対象とする化学物質(取扱量・排出量等の把握と届出の対象)</p> <p>該当する物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化管法の第一種指定化学物質 ・大阪府の独自選定物質 <p>府条例の規制物質及び適正管理指針の管理物質のうち、発がん性・変異原性・環境蓄積性を有する物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法のV O C に該当する物質 <p>管理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱量及び排出量・移動量の把握と届出 ・排出量、移動量の増減理由等の届出 ・管理改善報告書の作成等による管理の改善の促進 ・緊急事態対処計画書の作成等による緊急事態発生時の環境リスク低減 ・飛散、漏洩等を伴う事故が発生した場合の汚染の拡大防止措 |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|---|
| | | <p>置及び事故の再発防止措置の実施</p> <p>適正管理の対象とする化学物質（取扱量・排出量等の把握と届出は不要）</p> <p>該当する物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法の第二種指定化学物質 ・ 大阪府の独自選定物質 <p>府条例の規制物質（23物質）及び適正管理指針の管理物質（123物質）のうち、発がん性・変異原性・環境蓄積性を有さない物質</p> <p>管理内容</p> <p>に掲げる管理内容のうち、「取扱量及び排出量・移動量の把握と届出」「排出量、移動量の増減理由等の届出」を除く内容</p> <p>従って、化管法の第二種指定化学物質及び大阪府の独自選定物質のうち発がん性・変異原性・環境蓄積性を有さない物質については、取扱量・排出量等の把握と届出は不要ですが、通常時において管理の改善の促進を図るほか、緊急事態発生時に備えた対策を講じることにより、環境リスクの低減に努める必要があります。</p> |
| 2-16 | <p>有害物質(慢性毒性)、有害物質(急性毒性)、VOC 規制対象物質、生活影響物質等を一括して管理するのは手法として無理があると思われる。国においても未だそのようなレベルには至っていない。法が個別に制定されているのはそれなりの理由があると思われる。</p> | <p>事業者による自主的な化学物質管理を基盤としつつ、特に環境リスクの高い物質や施設に対しては個別法に基づき環境への排出等を規制するという枠組みが、化学物質対策の基本となっております。大阪府の新しい化学物質管理制度は、事業者による化学物質マネジメントシステムを構築しPDCAサイクルを回すことによる環境リスク低減活動の継続的な実施を目指すものであり、この手法は、適正管理の対象とする化学物質が有する有害性の違い（慢性毒性、急性毒性、生活環境阻害性、二次生成物質の有害性等）にかかわらず、化学物質管理の基本的な手法であると考えます。</p> |
| 2-17 | <p>MSDS の情報提供の義務規定を条例で設定するのは無理がある。MSDS 制度の運用の充実・強化は国として推進すべきである。国や工業会が取組んでいること(MSDS プラス等)に任せるべきである。</p> | <p>材料・部品や製品に含まれる化学物質の有害性情報をサプライチェーンを通じて共有するための仕組み作りが、国及び業界団体において進められている状況を踏まえ、大阪府の新しい制度の下で、取扱量・排出量等を把握する規定が施行されるまでに、MSDS 交付対象外物質の取扱量・排出量等を把握するための合理的で実行可能な方法について、検討すべきものと考えます。</p> <p>具体的には、対象化学物質を含有する製品を販売・譲渡する事業者に対して、少なくとも一定の幅をもった含有率情報（例えば、10～20%、10%以下等）を提供するよう条例に義務規定を設けるとともに、そのような幅をもった含有率情報しか入手できない場合の取扱量・排出量等の算出方法を統一的に定めておくことなどが考えられます。</p> |
| 2-18 | <p>対象化学物質が大幅に増加するが、取扱量の算出の情報はMSDS によるためPRTTR法以外の化学物質はMSDS に記載される保証はない、含有率も法規制で規制しなければ情報の入手は困難、従ってPRTTR以外は取扱量、排出・移動量の報告は不可（カバー率、精度に問題）となるため、条例でCAS、含有率のMSDS の記載の義務化が必要、PRTTR法の見直しにゆだねるなら、実施はその後とすべき。</p> | |
| 2-19 | <p>VOC対策として化管法の枠組みを利用した排出量等の届出の義務付けが検討されているが、報告書にも記載されているが制度を円</p> | |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|--|
| | <p>滑に運用するには対象化学物質のMSDS制度が必要不可欠である。しかし、VOCについては、対象物質のほとんどがMSDSの対象外であり、これらの物質について排出量等の届出を義務付けることは、事業者に多大な負担を強いることになるとともに不確かな届出、さらにはそれらに基づく公表を行なうことは府民に誤解を与えたとともに適切な制度の検証の妨げとなることからMSDS制度もしくは相当の制度が確立された上で導入を検討すべきである。</p> | |
| 2-20 | <p>化管法で対象事業者は第一種指定化学物質の排出量は届出しており、大防法ではVOCは工業会自主取組として国に報告することになっている。府としては条例で届出を制度化しなくても、これらのデータを有効に利用すれば、排出量等の把握はできるはずである。</p> | <p>大気汚染防止法に基づくVOC対策のうち、自主的取組の一環として、業界団体が作成した自主行動計画を国に提出して国の審議会で審議することが行われていますが、この自主行動計画は、大阪府域における排出量を区分して集計しているものではなく、業界団体に加盟していない事業者については把握できません。また、第一種指定化学物質に該当しないVOCの排出量も把握できません。そこで、大阪府におけるVOC対策の進行管理を適切に行うためには、化学物質管理制度の対象物質にVOCを含めることによって、VOCの排出量を継続的に把握することが必要であると考えます。</p> |
| 2-21 | <p>VOCがなぜ1種の表に入っているのか？有害物質と非有害物質を一律に管理するのは論理的ではないと思われる。</p> | <p>対象化学物質の選定にあたっては、その物質自体は人の健康を損なうおそれや動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがなくても、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質を生成することによって人の健康をそこなうおそれがある物質としてVOCを含めましたが、化管法においても、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることによって人の健康をそこなうおそれがある物質を指定化学物質に含めております。</p> <p>パブリックコメント資料に添付した資料1は、新しい制度において適正管理の対象とする化学物質等のリストをお示ししたのですが、この表においては、まず、化管法の第一種指定化学物質を掲げており、表中でVOCに該当するかどうかを明示したものです。VOCに該当することのみで対象化学物質となるものは、第一種指定化学物質及び府の独自物質とは別に表に掲げております。</p> <p>また、適正管理の対象とする化学物質については、当該物質そのものが有害性を有する物質も二次生成物質が有害性を示す物質も、化学物質管理の基本的な手法が異なるものではないと考えております。(2-16の意見等に対する考え方を参照して下さい。)</p> |
| 2-22 | <p>算定方法は国等の「排出量等算定マニュアル」を活用すべきである。</p> | <p>ご指摘のとおり排出量等の算出にあたっては、環境省・経済産業省が作成した「PRTTR排出量等算出マニュアル」を活用するとともに、業界団体がマニュアルを作成している場合には、そのマニュアルを活用すべきであると考えます。</p> |

3 - 3 新しい届出制度

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 2-23 | ISO14001、エコアクション21等で事業所の環境マネジメントは進展しており、届出制度で府の行政力を行使しなくても事業者の管理レベルは向上していくと思われる。 | 事業者による自主的な化学物質管理の改善の促進については、先進的な取組事例もあるものの、全体としては不十分であると考えております。そこで、化学物質管理の改善を促進するための仕組みを作って、事業者においてマネジメントシステムの構築とPDCAサイクルによる継続的な改善が行われることを確かなものとする必要があると考えます。(2-1の意見等に対する考え方を参照して下さい。) |
| 2-24 | 届出対象とすることによって期待できる環境リスク低減効果に比べ事業者の負担が相対的に過大となることのないよう配慮とあるが自主的取組みであるにも係らず、削減計画、リスク評価、目標設定、削減結果の検証等を報告させるのは事業者に過大な負担がかかるため、報告内容の見直しをすべき。 | 事業者による自主的取組が確実かつ効果的に進められるようにするため、行政の一定の関与のもとに管理体制の整備及び管理の改善の促進を図ることが重要であると考えております。そこで、新しい制度で定める枠組みの中で、事業者による自主的取組を進めるため、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出を義務付けるものですが、事業者の対応可能性に配慮して小規模事業所(従業員数50人未満)については、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出対象とはしないこととしております。また、自主的取組は、事業者の創意工夫を活かした柔軟な取組であることを旨とするものであり、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出を義務付けることによって自主的取組の本質が損なわれるものではないと考えます。(2-1及び2-8の意見等に対する考え方を参照して下さい。) |
| 2-25 | 全ての対象事業者に管理改善報告書の提出を義務付けているが、既に適切な管理を行っており改善の余地がほとんどない事業者に対しても一律に毎年報告を義務づけることは、事業者の負担増に対して、その効果が疑問である。 | 化学物質管理の改善は、当初は順調に進んでも、やがて限界に近づき改善の余地がなくなるというご指摘ですが、化学物質による環境リスクの低減は、排出量の削減のみを意味するものではありませんので、視点を変えた取組みやマネジメントシステムの改善を行うなど環境リスク低減活動を継続して実施することによってスパイラルアップを図ることが可能です。 |
| 2-26 | 対象化学物質の取扱量、使用目的、削減方法、等の報告は企業の製造上の機密に関する事項が多い、PRTTR法懇談会でも取扱量の報告には慎重である、又、条例では大阪府公文書公開条例により報告内容は公開の対象になるため企業秘密が守れない。企業秘密が守れる最低限な報告内容にする必要あり。 | 届出書に係る情報公開については、届出書に記載された情報が大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められると判断される場合には、公開しないこととします。こうすることによって、生産技術上のノウハウ等の企業秘密を守ることができるものと考えます。 また、その際には、国の第三次環境基本計画(平成18年4月)で定められた「化学物質の環境リスク低減に向けた取組」の「施策の基本的方向」の中で、「人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことに留意する」とされていること及び「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」(平成18年2月)の「ハイレベル宣言」の中で、「人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する」とされていることに留意するべきであると考えます。 |
| 2-27 | 化学物質の用途や取扱量について報告を義務づける内容となっているが、これらについては企業秘密に該当するものも少なくないが、これらの届出を追加する必要性が明確にされておらず事業者への企業秘密に対する配慮や負担の増加などに比較して、それを上回る必要性を理解することができない。 | なお、「化学物質の取扱目的(用途)」や「製造量、使用量その他の取扱量」を届出事項とする理由については次のとおりです。 化学物質の取扱目的(用途) ・ 取扱量とあわせて把握することによりPRTTRデータの精度向上に有効であるため。 ・ 化学物質管理に係る基本的な情報の一つであり、事業者に対し管理の改善について助言するうえで有効であるため。 製造量、使用量その他の取扱量 ・ 取扱量と排出量との関係(排出率等)を把握することにより、管理の改善の状況を判断するのに有効であるため。 |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法等による排出量・移動量の届出データの精度向上に有効であるため。 ・ 潜在的排出可能性を把握することができ、化学物質のリスク管理に有効であるため。 |
| 2-28 | <p>VOCについてはVOC全体の取扱量が1t以上を対象の事業所としているが、取扱量、排出・移動量は化学物質毎に届出となると思われるが、その場合報告対象取扱量の裾切はPRTTR法に準ずること(場合によっては報告対象なしもありうる)VOC合計が1t/年以上であっても個々のVOCの取扱量が1t/年以下なら報告対象外と明記すべき。</p> | <p>化管法の第一種指定化学物質(354物質)及び大阪府の独自選定物質のうち発がん性・変異原性・環境蓄積性を有する物質(37物質)については、個々の物質の環境リスクが問題となることから、物質ごとの取扱量が規定量(原則として年間1トン)以上の場合に、物質ごとの取扱量・排出量等の届出が必要になります。</p> <p>一方、VOCについては、VOC総体としての排出量が問題になることから、VOCに該当する化学物質を合計した取扱量が年間1トン以上である場合に、VOC総量について取扱量・排出量等の届出が必要になります。</p> <p>従って、VOCに該当する化学物質を合計した取扱量が年間1トン以上でVOC総量について取扱量・排出量等の届出をする場合であって、化管法の第一種指定化学物質(354物質)及び大阪府の独自選定物質のうち発がん性・変異原性・環境蓄積性を有する物質(37物質)のうちVOCに該当する物質を取扱っている場合にあっては、当該物質の個々の取扱量が規定量以上であるかどうかによって、個々の物質についての届出が必要になるかどうかを判断します。</p> <p>大阪府の新しい届出制度については、具体的事例を盛り込んだ届出の手引きを作成するなど、制度の円滑な運用に努める必要があると考えます。</p> |
| 2-29 | <p>VOCの内、有害性の高い物質はPRTTR法の対象物質に該当しているため、その他のVOCを化学物質ごとに捕らえる必要はあるか?大気汚染防止法に準じVOC総使用量、総排出量の報告のみにすべき。又届出工場の規制ではVOCの排出量の報告を求めている事と矛盾がある。</p> | <p>VOCに該当する物質であっても、化管法の第一種指定化学物質(354物質)及び大阪府の独自選定物質のうち発がん性・変異原性・環境蓄積性を有する物質(37物質)のいずれにも該当しない物質については、年間取扱量が1トン以上の場合にあっても、個々の物質ごとに取扱量・排出量等を把握し届出する必要はなく、VOC総量について取扱量・排出量等を把握し届出します。</p> <p>従って、VOCについては、ご指摘のとおり、VOC総量について取扱量・排出量等の把握と届出を求めるものです。(2-28の意見等に対する考え方を参照して下さい。)</p> |
| 2-30 | <p>取扱量を考慮すれば、医療業からの排出が大きいと考えられるので、大阪府条例では適正管理の対象事業所とすべきである。化管法では大学病院は高等教育機関として対象になっているが、医療業は届出対象業種に該当していないので、大阪府条例では上乘せ規制となるが、公平性の観点から妥当であると考えます。</p> | <p>大阪府の新しい化学物質管理制度は、国の制度(化管法)を補完するものと位置付けられることから、対象事業者の業種及び裾切り(従業員数、年間取扱量)については、基本的には化管法との整合を取るべきであると考えます。ご指摘の医療業の追加については、環境省においても「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」の報告書(平成18年9月)の中で「追加する可能性について検討すべき業種」とされており、今後、国において化管法の対象業種の見直しがなされたときには、大阪府の化学物質管理制度の対象業種についても連動して見直されるべきものと考えます。</p> |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 2-31 | <p>事業者の自主的取り組みによって化学物質の排出削減を効果的に行うためには、管理体制報告書に、事業者が毎年、排出量の削減の目標値を設定し、排出量を把握、目標値の見直しを図るというP D C Aサイクルの運用を遵守しているかどうかをチェックすべきである。取扱量等報告書では、排出量、移動量等の増減の理由のみを記載するようになっているが、毎年の排出量の結果だけでなく、P D C Aサイクルを運用した結果、目標の見直しを行った結果の報告として、翌年の削減目標値を報告するようにすべきである。そうすれば、事業者による削減努力がきちんと実行されているかどうかの評価が容易になる。</p> | <p>管理改善報告書については、毎年4月1日から6月30日までの間の届出を義務化することとしておりますが、管理改善報告書の中で「管理の改善に関する目標」及び「評価結果に基づく見直しの内容」を記載することになります。従って、ご指摘の「目標の見直しを行った結果としての翌年の削減目標」については、届出事項に含まれます。</p> |
| 2-32 | <p>取扱量報告書の届出事項2)に、「ただし、化管法に基づいて排出量及び移動量を把握し届出する場合は、府の制度による排出量及び移動量の届出は適用しない。」という記載があるが、3)の排出量・移動量の増減等の理由の報告は、どうなるのか。わかりにくい。化管法で届出た内容を再度記載し、増減の理由を明記するように義務付けたほうがよい。</p> | <p>大阪府の新しい化学物質管理制度と化管法とは一体的に運用されることとなりますが、化管法に基づいて排出量等を届出する事業者が、当該化学物質について、府の届出制度による排出量等の届出を二重に行う必要はないものと考えます。ただし、排出量等の増減の理由については、化管法による届出事項には含まれておりませんが、管理の改善の状況を判断するのに有効であって届出漏れのチェック等P R T R制度の実効性の確保にも有効ですので、化管法に基づいて排出量等を届出する場合であっても、大阪府の新しい制度において届出項目に含めております。</p> |
| 2-33 | <p>取扱量、排出・移動量把握の方法の届出を義務づけとあるが、一事業所に化学物質の専門家がいるわけではないので、条例改正時に府として、P R T R法以外の物質について取扱量、排出・移動量算出マニュアルを作成し事業者が算出出来る様にすべき</p> | <p>化管法に基づくP R T Rデータの算出にあたっては、環境省・経済産業省が「P R T R排出量等算出マニュアル」を作成しているほか、業界団体が業種別の排出量等算出マニュアルを作成しており（平成17年9月現在で作成されているマニュアルは59）これらのマニュアルに示された考え方は、大阪府の独自選定物質やV O Cの排出量等を算出する際の参考にすることができます。ただし、大阪府の独自選定物質やV O Cの排出量等を排出係数を用いて算出する場合など既存のマニュアルを参考にできない場合もあることから、大阪府のホームページを活用するなどの方法で、取扱量・排出量等の算出に必要な情報を提供するなどの支援が必要であると考えます。</p> |
| 2-34 | <p>報告、届出をした資料内容は各企業毎に収集されているが、それも莫大な量であり、府でデータが有効活用されているのか疑問。集められた情報に対して大まかにでも成果等公開されているのでしょうか。</p> | <p>届出された情報を有効に活用することは極めて重要であると考えており、大阪府の新しい制度により届出された情報のうち、例えば取扱量等の届出データについては、次に例を示すような活用方法があります。</p> <p>P R T Rデータの精度向上</p> <p>化学物質の取扱量、取扱目的（用途）及び排出量等の変動理由に関する情報を排出量・移動量の届出値のチェックに活用</p> <p>排出率の集計による化学物質管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱量に対する排出量の比率（排出率）の経年変化を把握することにより、事業所による化学物質管理の改善の評価に活用 ・ 化学物質の種類別、業種別、用途別の排出率を公表することに |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|--|
| | | <p>より、事業者が化学物質管理の改善状況の自己評価に活用 VOC排出量の把握 届出外の事業所の推計値と合わせてVOC排出量を推計し、VOC削減対策の進捗状況の評価に活用 また、届出された情報は、府において取りまとめ、その結果を府民に分かりやすい形で公表するべきであると考えます。</p> |
| 2-35 | <p>届出によっては複雑な計算式が必要ですが、エクセル等で計算式を入れた物（有害君の様なデータ等）があると助かります。</p> | <p>事業者による排出量等の算出を支援するソフトウェアの開発・普及については、業界団体において整備されるよう業界団体へ働きかけるべきであると考えます。大阪府においても、大阪府のホームページを活用するなどの方法で、取扱量・排出量等の算出に必要な情報を提供するなどの支援が必要であると考えます。</p> |
| 2-36 | <p>届出報告書の記載内容等の増加について、事業者の負担を軽減するために、化管法のPRTTR制度と同様に、電子媒体による報告を促進するなど、事務の効率化も図るべきである。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、大阪府の新しい届出制度に基づく届出についても、化管法のPRTTR制度の電子届出システムと同様のシステムを利用することができるように検討すべきであると考えます。</p> |
| 2-37 | <p>化学物質管理を適正に行うために、事業所の操業実態については、消防法や大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの関連する規制法に関して、届出先が大阪府ではなく、政令指定市（大阪市、堺市）、中核市（高槻市、東大阪市）に事務が分かれており、化学物質の適正管理の事務だけを大阪府が一括管理するは合理的でない。規制対象事業者の取扱量の把握、操業実態を立ち入り調査するためにも、大阪府と政令指定市、中核市が分担して報告書等の取り扱い事務を行うべきである。</p> <p>また、化管法では、事業者からの届出事務は都道府県を経由すると定められているが、大阪府を除く他の都道府県では、政令市が届出事務を委譲されて実施している。この動きは工業が盛んな中核市にも広がっている。それに比較し、大阪府だけが政令市や中核市の協力を得られていないのは、化学物質管理政策に消極的であるという印象を与えている。今回大阪府条例で、先進的な化学物質管理を行うのであれば、政令市や中核市への事務分掌は不可欠だと考える。</p> | <p>地方分権の趣旨に鑑み、政令指定都市・中核市等については、大阪府の新しい化学物質管理制度に基づく届出事務及び化管法に基づくPRTTRの届出経由事務について、知事の権限を市長に移譲することが望ましいと考えます。また、大阪府の新しい化学物質管理制度と化管法とは一体的に運用されることが必要であり、双方の届出先が異なることは事業者に混乱をもたらすこととなります。そこで、ご指摘を踏まえて、今後、関係市に対する権限移譲の働きかけが行われるべきであると考えます。</p> |

3 - 4 緊急事態発生時の措置

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 2-38 | 裾切無し、定義も無しでは何が緊急事態なのか不明であり、事業者の困惑を招くことになる。 | 化学物質に係る事故が発生したときには、化学物質の飛散・漏洩等による直接的な環境汚染が懸念されることから、業種や事業規模を問わずに、事故報告書の対象とすることが適当であると考えますが、報告を要する事故の規模については、制度の統一的な運用を図るため、可能な限り具体的に定めて公表すべきものと考えます。 |
| 2-39 | 大防法等の個別法で規定されている緊急事態発生時の対応と重複することは避けることが必要である。 | 事故時における既存の制度は、大気（有害物質の漏洩等）や水質（油の流出）に特化したものですので、包括的に化学物質による環境リスクを管理するという観点から事故状況を把握し、汚染の拡散を防止するとともに、事故の再発防止を図るための制度が必要であると考えます。 |

3 - 5 新「化学物質適正管理指針（仮称）」の骨子

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 2-40 | 管理の改善のための実施計画作成について具体的目標設定の方策として環境リスクの観点から「化学物質の有害性」及び「曝露の可能性」に基づくリスク評価を行いその結果を参考として優先度を設定とあるが、労働安全衛生法で施行されたリスク評価方法も明確でない段階でリスク評価は一事業者（中小企業）では対応不可、化学物質ごとのハザードデータを府として公開しリスク評価方法を明確にすべき。（ハザードデータ、危険有害性の高い物質から優先など簡易的に） | <p>化学物質管理の改善を促進するうえで、具体的目標を設定して取組むことが重要です。目標設定にあたっては、事業者が、取扱う化学物質のリスク評価を行い、その結果に基づく優先度を勘案することが望ましく、このような考え方は、既に労働安全衛生の分野では取り入れられております。</p> <p>また、リスク評価の実施手順やリスクの見積もり及びそれに応じた優先度の設定方法については、「化学物質適正管理指針（仮称）」のほか「指針の解説」や「化学物質適正管理ガイドブック（仮称）」において、具体例を含めてできるだけ詳細に記載することが必要であると考えます。</p> <p>さらに、中小企業については、マネジメントシステムの構築やリスク評価の実施に一定の準備期間を必要とすることから、管理体制報告書・管理改善報告書等の届出義務について、経過措置として猶予期間を適切に設定するとともに、届出に向けて事業者への説明・啓発を十分に行うことが必要であると考えます。</p> <p>なお、多くの化学物質のハザードデータやリスク評価文書については、現在、次に例を示すデータベース等から入手することが可能ですが、大阪府としてデータベースを整備することについては、今後の課題として検討すべきものと考えます。</p> <p>ハザードデータベース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質総合情報提供システム（CHRIP） [（独）製品評価技術基盤機構（NITE）] URL http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html ・化学物質ハザードデータ集 [（財）化学物質評価研究機構（CERI）] URL http://www.cerij.or.jp/db/date_sheet_list/list_sideindex_cot.html ・化学物質データベース（WebKis-Plus） [（独）国立環境研究所] URL http://w-chemdb.nies.go.jp/ ・化学物質情報データベース [中央労働災害防止協会安全衛生情報センター] URL http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html ・化学物質総合データベース（GINC） [厚生労働省] URL http://wwwdb.mhlw.go.jp/ginc/html/db1-j.html ・化学物質安全情報提供システム（Kis-net） [神奈川県] |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|----|--------|--|
| | | <p>URL http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学製品情報データベース [(社) 日本化学工業協会] <p>URL http://61.204.48.89/jciadb/dbmenu.html</p> <p>リスク評価書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の環境リスク評価 [環境省] <p>URL http://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期リスク評価書 [(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) (財) 化学物質評価研究機構 (CERI)] <p>URL http://www.safe.nite.go.jp/risk/riskdoc2.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質ファクトシート [環境省] <p>URL http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html</p> |

揮発性有機化合物対策に関すること

1 現状と課題

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|---|---|
| 3-1 | <p>VOC排出量が37%減になっているのになぜ光化学スモッグ等が改善されていないのか。これでは何のためにVOC排出量を削減しているのかが問われる。ここでは「改善されておらず」と言っているが、2の(1)では「一定の効果があつた」とあり、矛盾している。</p> | <p>光化学スモッグは、原因物質の排出量や濃度に加えて広域的な移流・拡散や気象条件等が複雑に関係することから、大阪府域においては、注意報の発令回数の減少といった目に見える改善効果としては現れていません。</p> <p>しかし、府域の経年変化や関東地方との比較をもとに改善状況を検討した結果は以下のとおりであり、光化学スモッグ注意報の回数が増加するとともに、警報が発令されるなど高濃度の光化学オキシダントが出現している関東地方と比較して、大阪府域の光化学スモッグの発生状況は安定した状況にあります。</p> <p>近年、府域の発令状況が増加傾向に無く、光化学オキシダント濃度の最高濃度も関東地方より低めで推移している。</p> <p>府域の注意報発令時間帯が遅くなる傾向にある。また、平成17年度の発令時間帯を見ると、大阪湾ブロックは地形的に類似した条件の南関東ブロックと比べて遅い。</p> <p>また、光化学オキシダントの発生条件については、オゾン層の破壊により対流圏での紫外線量が増加して、地上付近での光化学反応が起こり易くなるとともに、東アジアにおける窒素酸化物等の排出量の増加による窒素酸化物やオゾンなどの日本上空への移流が増加していることなどから、光化学オキシダント濃度の増加が危惧されます。</p> <p>しかし、先に示したように、大阪府域の光化学オキシダント濃度は経年的に見て安定しているため、相対的には改善されていると考えられます。</p> <p>その原因としては、これまでのVOC対策と窒素酸化物対策の進展により、一定の効果があつたものと考えられます。</p> |

2 今後のVOC対策の方向

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|---|--|
| 3-2 | <p>「より一層の排出削減が必要である」とあるが、VOC排出量をどれだけ削減すれば光化学スモッグ等をどれだけ改善できるのかのシミュレーションができていないのはおかしい。これなくしてはVOC対策の必要性は訴えられないし、目標設定もできないはずである。国ではVOC排出量の30%削減で光化学オキシダント等を大幅改善がきるとのシミュレーション結果を根拠としている。</p> | <p>光化学オキシダントの数値シミュレーションについては、広域的な移流・拡散や反応を考慮する予測手法であることから、一定の精度を得るためには、大阪湾周辺地域全体やより広い地域を予測領域とするとともに、窒素酸化物やVOCの詳細な発生源データの整備が必要です。</p> <p>このため、大阪府域を対象としたシミュレーションでは、定量的な削減目標を設定するための精度ある予測は今のところ困難であり、今後の課題と考えます。</p> <p>今日、オゾン層の破壊や東アジアから移流する窒素酸化物や二次生成物質の増加が危惧されていますが、No.3-1で示したように、大阪府域の光化学オキシダント濃度は安定していることなどから、これまでのVOC対策や窒素酸化物対策により、一定の効果があつたと考えられます。</p> <p>このため、今後、注意報の発令時刻が遅くなることによる発令時間の減少を図るとともに、光化学オキシダントの年間最高濃度の安定や低下を図り、その結果として発令回数の減少につながるようにするためには、光化学オキシダントの生成速度に影響を与えているVOCについて、より一層の排出削減が必要であると考えられます。</p> <p>また、VOCは、大気中で分解され、その結果、光化学オキシダントを生成すると同時に、その過程でアルデヒド類やPAN（パーオキシアセチルナイトレート）、有機酸類などの有害な物質を生成することから、これらによる健康影響の回避・低減の観点からも、引き続き、VOCの排出削減を進める必要があると考えます。</p> |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|---|--|
| 3-3 | ここでは「府県単位では削減目標の設定は困難」とあるが、P19の3-4の3)では「削減目標量を示す必要がある」とあり、矛盾している。 | 光化学オキシダントの高濃度の発生抑制や光化学スモッグ注意報の発令回数の低減につながる削減目標を府県単位で定量的に設定することは、VOC排出量と光化学オキシダント濃度との関係が定量的に把握されていないことに加え、広域的な移流・拡散や気象条件が複雑に関係するため困難です。 一方、VOCの排出削減にあたっては、事業者による自主的取組の促進や排出量等の把握が重要であると考えます。このような取組を進めるためには、「化学物質適正管理制度」を活用することが適当であり、事業者がVOC排出抑制を具体的に進めていくための目安として、大阪府は、削減目標量を示す必要があると考えます。 |
| 3-4 | 「現行の条例規制を継続しながら」とあるが、国の法律が整備され、工業会等による自主的取組の進展で着実に排出量等の削減が進んでおり、更に企業の環境マネジメント力も向上し、今後も着実に進展が期待される状況において、条例での追加施策は必要無いのではないかと見られる。当面は進捗を見て、その結果が不十分であれば補完を考えればよいと思う。 | 大気汚染防止法では、大規模な施設を対象とした法規制と事業者による自主的取組を組み合わせたVOC対策が導入され、このうち、自主的取組については、環境省や経済産業省の指針等に従い、業界団体等による自主行動計画等の策定などが行われていますが、業界団体に属さない企業や中小企業に対しても、取組を浸透させることが課題となっています。 大阪府では、従来から、条例に基づく炭化水素規制と要綱に基づく自主的取組を組み合わせたVOC対策により排出削減を進めてきていますが、法の自主的取組の対象となる発生源のうち、工場等に設置される主要なVOC発生施設で一定規模以上のものは既に条例の規制対象となっており、事業者が行うVOCの排出抑制手法（原材料対策、工程管理、施設改善、排ガス処理装置）も条例の設備構造基準や原料使用基準と概ね同じものであると考えられます。 |
| 3-5 | 大気汚染防止法が改正され平成18年4月から全面施行されたばかりであり、その施行状況を踏まえ、大防法による対策の効果を見極めた上で必要な措置を検討すべきであり、この状況を見極めた上で慎重に制度設計を行い、拙速な制度導入は、事業者に混乱をもたらす無用な負担増となることから反対である。 | また、条例のVOCに係る届出施設を有する事業所が約2,200ヶ所であるのに対し、大防法対象の事業所は40ヶ所であり、今後、VOCのより一層の排出削減を進めるためには、現行の条例規制は課題を改善し、その徹底を図ることが必要であると考えます。 |

3 新たなVOC対策

3 - 1 VOCを排出する施設の規制(届出施設規制)

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|-----|--|--|
| 3-6 | 届出施設や届出工場に対する規制措置は不要ではないか。府は法の運用の徹底を指導・支援すれば、このような規制措置をとらなくても十分な成果があげられるものと思います。 | 規制の必要性については、No.3-4、3-5 に対する意見等に関する考え方を参照して下さい。 |

3 - 2 大規模塗装工場の規制(届出工場規制)

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 3-7 | 工場の複数ラインから排出するVOC排ガスをひとつの排ガス処理装置に集めて処理している場合には、ラインごとのVOCの排出量は求めることはできない。 | ご指摘のようなケースについては、複数のラインをまとめた排出量について把握することが適当であると考えますので、該当部分を一部修正します。 |
| 3-8 | 届出工場として以前からVOCを使用しない水系の塗布施設も届出しているが、この場合届出は不要ではないか？ | 届出工場においては、VOCの排出が少ない塗装施設は、工場全体の排出抑制対策の一つとして位置付けることができることから、他の塗装施設と併せて届出を義務付けています。 なお、水系塗料でも、その多くは、イソプロピルアルコールなどの水溶性の有機溶剤(VOC)を使用しているため、届出が必要と考えます。 |
| 3-9 | 届出には膜厚、塗布面積といった製品仕様に係る情報が要求されるが非常に労力の掛かる業務になる。VOC規制の主旨からは大気排出されるVOCが問題であり、排ガス濃度及び必要に応じ作業環境中のVOC濃度を測定することにより全体像は把握可能。塗布状況は原則不要だと考えます。 | 届出工場については、塗膜の厚さや面積などから算出される塗膜の乾燥後の量を指標として、これに基づくVOCの総排出量が規制基準となっています。これは、単位塗膜生産量あたりのVOC排出量(原単位)を指標としたものであり、排出量が大規模な塗装工場においては、合理的な指標であると考えます。 届出工場における規制基準の遵守状況等の把握・確認については、排ガス濃度の測定などの簡易な指標を用いて行うことが適当であると考えます。 |
| 3-10 | 規準や記録方法など上乘せが厳しい。例えばVOC排出量算出月1回等算出や、元が規制値以下の排出量であっても処理効率を出さなければいけない等合理的ではない。 | 届出工場の規制基準は、工場全体からのVOC総排出量に対する許容限度ですが、現在は、排出量の把握及びその記録・保存を制度化していないため、基準が遵守されているかどうかを十分に確認することができない状況です。今回の見直しにおいて、VOC排出量の把握及び記録・保存を義務付けることにより、VOCのより一層の排出抑制につなげることが適当であると考えます。 |

3 - 3 工場・事業場以外の発生源の対策

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 3-11 | 化管法の届出対象業種から外れている建築業も、高層ビルのような大規模建築現場は工期が1年以上もかかるところもあり、固定発生源と言える場合もある。そういう観点から元請の建築現場を対象に建築業も規制対象業種に追加すべきである。 | 建築現場塗装は屋外での作業であり、低VOC塗料の使用が重要な対策ですが、塗装の目的、用途や作業の条件等によっては低VOC塗料の使用が困難な場合があり、一律の規制になじみにくいと考えます。 しかし、建築塗装現場からのVOCの排出が多いことから、建築現場等における低VOC塗料の使用については、業界団体への働きかけや公共工事での使用を働きかけるなどの措置が適当であると考えます。 |

3 - 4 「化学物質適正管理制度」を活用した自主取組の促進

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 3-12 | VOCの対象物質については、工業会毎に重点取組物質を設定して自主取組を推進しているため、府独自の制度による対象物質の設定は必要ないのではないか。 | 大阪府域のVOCの排出量については、新たな「化学物質適正管理制度」を活用することにより把握することが適当であると考えますが、VOCについては対象物質が個々の物質毎ではなくVOC総量として捉える必要があることから、ガソリン等の混合物やシンナー等の有機溶剤についても把握の対象とすることが適当であると考えます。 |
| 3-13 | VOCの排出量等の把握の方法に関して、VOC測定法は法で定められている。また、化管法対応の排出量等算定マニュアル等も活用できるため、府独自の算出方法は必要ないのではないか。 | VOC排出量については、物質の種類等により、効率的に把握する必要があると考えます。排出量の算定にあたっては、大防法に基づく測定方法や「PRT R排出量算定マニュアル」を参考に、VOC総量として把握できる算出方法を採用することが適当と考えます。 |
| 3-14 | VOC削減目標量は、大防法で30%の削減目標が示されている。産業界は既にこれに基づき活動を開始しているため、府独自の削減目標の設定は必要ないのではないか。 | 国は、平成12年度から平成22年度までに3割程度のVOC削減を目標としておりますが、大阪府域においては、条例により平成6年度から国に先駆けてVOC対策が行われてきています。 このような状況において、「化学物質適正管理制度」を活用した事業者によるVOC削減の自主的取組を進めていくためには、その目安として、これまでの対策を考慮したVOC削減目標量を示すことが適当であると考えます。 なお、個々の事業者がその対策状況に応じて、国が示した3割又はそれ以上の削減目標を設定しVOCの排出削減に取り組むことは有意義であり、望ましいことと考えます。 |

3 - 5 大気汚染緊急時措置

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|---|
| 3-15 | 大防法で緊急事態発生時の対応は規定されている。VOCに係る緊急時対応もこの規定でカバーされる。 | 大気汚染防止法における大気汚染緊急時措置については、注意報及び重大緊急警報について規定がされています。大阪府では、条例において予報及び警報の発令に関する規定をしており、VOCについても予報及び警報発令時の排出削減について、協力要請が必要であると考えます。 |

4 VOC対策の進行管理等

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|---|--|
| 3-16 | 排出量の把握による進行管理について、国に届出しているPRT RデータではVOCをカバーし切れていないので別途VOCの排出量の把握は必要であるが、VOCの排出量は工業会の自主行動計画で国に報告するのでこのデータで把握できることになるはずである。 | VOC排出量については、大阪府では、従来はアンケート調査からの拡大推計や溶剤販売量などを用いたマクロ推計で必要に応じて把握してきましたが、継続的な把握ができていません。また、今後、工業会等により地域での取りまとめが予定されていますが、都道府県単位での集計公表がされないことから、新たな化学物質適正管理制度を活用することにより大阪府域のVOC排出量を継続的に把握し、対策の進行管理を行うことが必要であると考えます。 |

| 番号 | 意見等の要旨 | 意見等に対する部会の考え方 |
|------|--|--|
| 3-17 | <p>モニタリング結果による対策効果の評価については、国としてのモニタリングで対応できるはずである。</p> | <p>国が公表している大気環境のモニタリング結果は、大防法に基づき都道府県及び同法の政令市が実施したモニタリング結果を集約したものです。光化学スモッグ注意報の発令状況（発令回数、発令時刻等）の他、光化学オキシダントの高濃度の発生状況（出現時間帯、継続時間等）について、大阪府域のモニタリングデータを精査することにより、府域の対策効果の評価手法を検討し、光化学オキシダントの推移を評価する必要があると考えます。</p> |